

# フリマサイトでの模倣品対策

一般社団法人  
ユニオン・デ・ファブリカン

# ユニオン・デ・ファブリカンとは？

1980年に日本に設置された

80ブランド以上が加盟する**権利者団体**（一般社団法人）

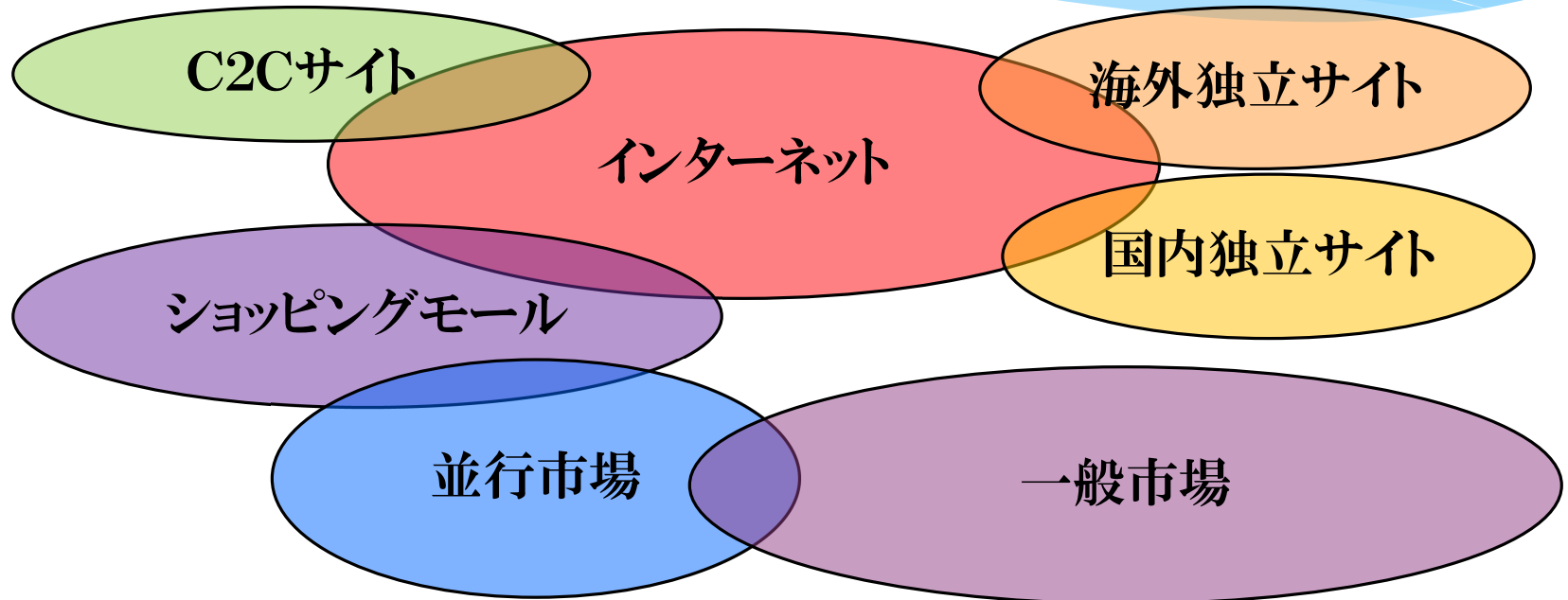
母体であるパリのユニオン・デ・ファブリカンは、1872年設立され、1877年に公益社団法人と認められる権利者団体であるが、現在日本は独立運営されている

Adidas、Apple、Armani、Bulgari、Burberry、**Cartier**、Champion、**Chloe**、Coach、Converse、**Courrege**、**Dior**、Dunhill、Fred Perry、Gucci、**Hermes**、Hublot、IWC、Lacoste、**Louis Vuitton**、Marc Jacobs、Moncler Montblanc、Nike、North Face、Panerai、Piaget、Ralph Lauren、Rolex、Stussy、Tag Heuer、TaylorMade、Tiffany & Co.、ToryBurch、UGG、Etc.

日本法人の活動内容

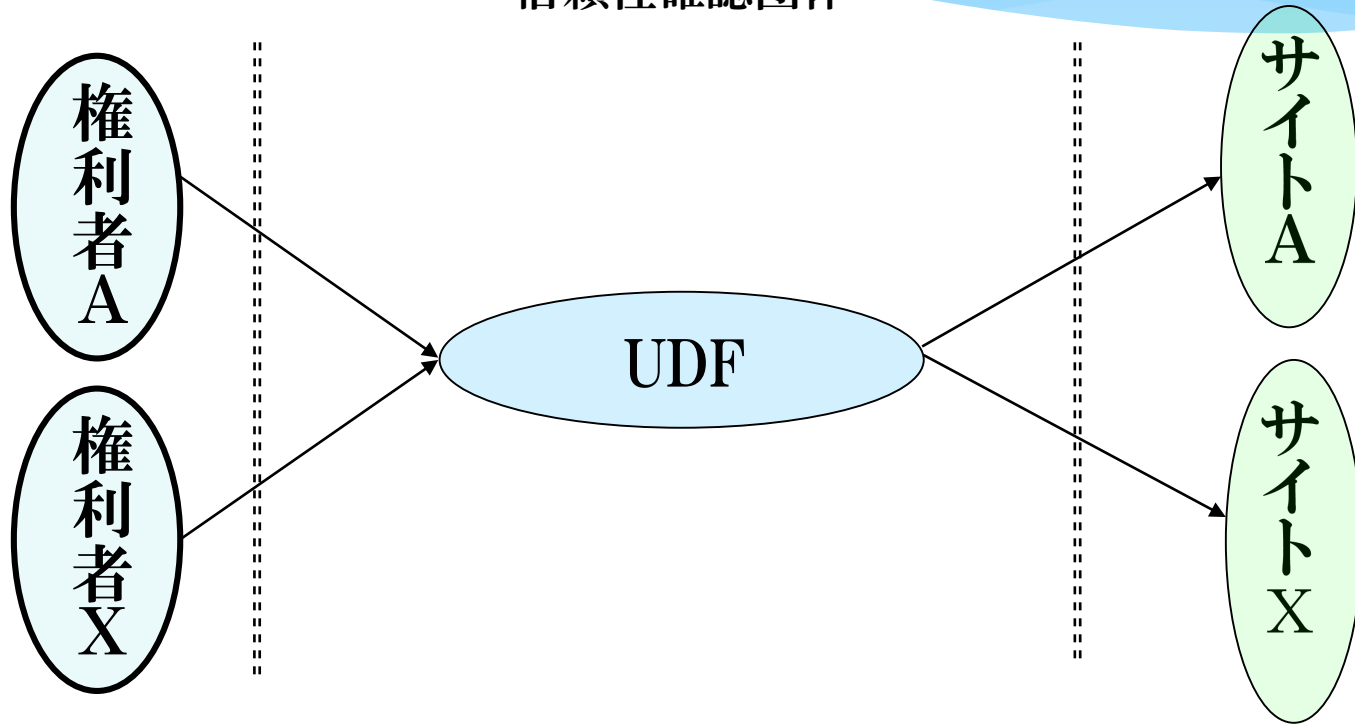
- 模倣品の流通情報の収集(インターネットオークションの監視)
- 模倣品の排除(インターネット市場の模倣品排除、取締当局への対応、権利者弁護士と連携した排除活動)
- ADR(裁判外紛争解決手続)センターの運営
- 啓発活動
- ロビーイング

# 模倣品の流通(市場)

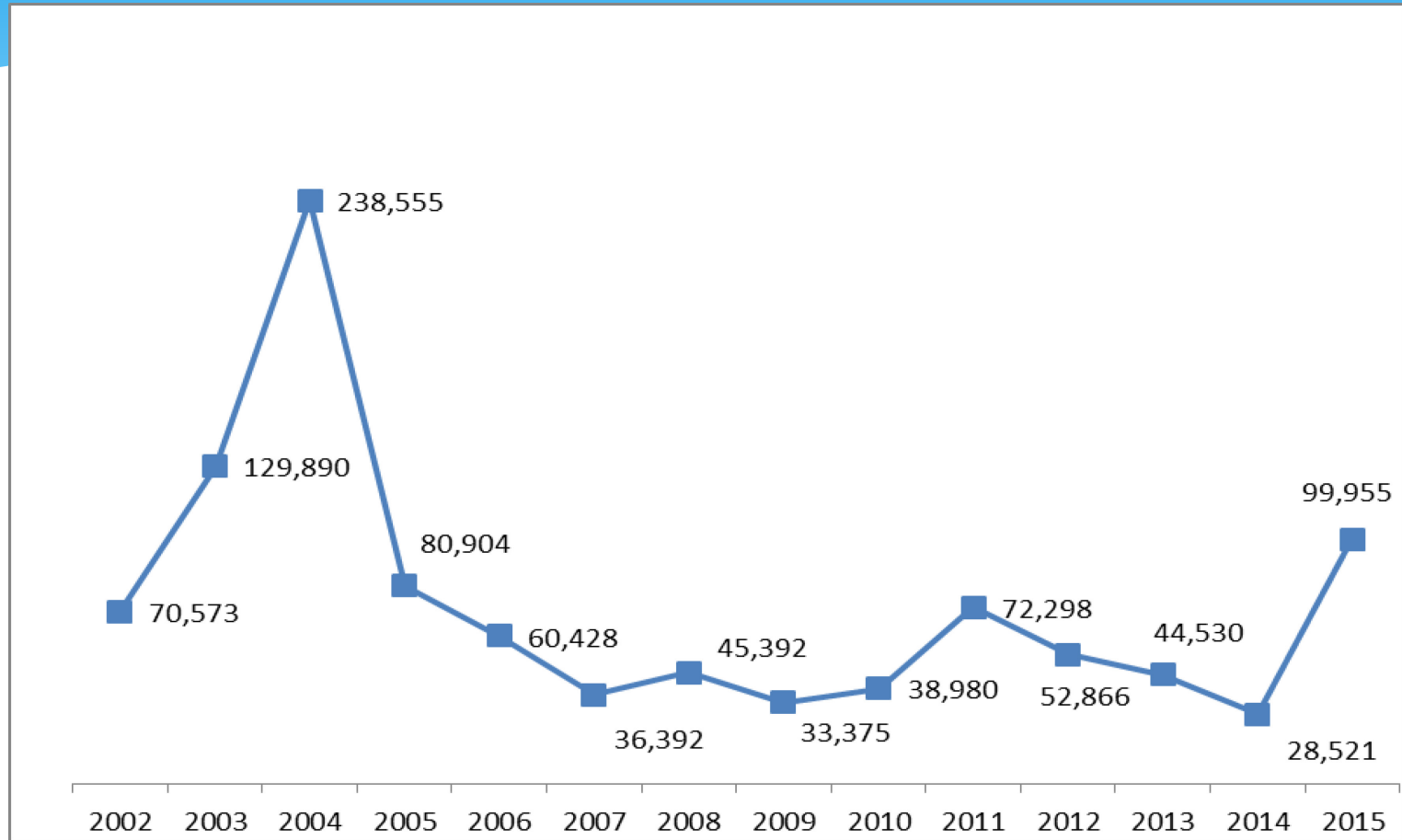


# プロ責法第3条に基づく削除システム

2005年9月7日よりプロバイダ  
責任制限法ガイドラインに基づく 自主的な削除判断で削除  
監視・発見削除依頼 信頼性確認団体



# C2Cサイト削除依頼数の推移



# プラットフォーム別削除依頼数 2016年

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	合計
1月	801	75	77	3,196	1,031	3	157	1	0	-	5,341
2月	1,153	55	194	2,221	340	4	512	0	36	-	4,515
3月	1,489	43	192	4,373	1,279	60	159	0	32	-	7,627
4月	2,073	295	162	3,445	672	159	634	-	0	-	7,440
5月	909	29	161	8,370	1,223	479	788	-	4	-	11,963
6月	2,074	140	91	9,855	1,218	529	515	-	51	3,443	17,916
7月	3,167	5	285	17,794	926	1,353	260	-	2,023	5,591	31,404
8月	1,593	28	73	24,074	532	191	103	-	16	4,326	30,936
9月	1,308	0	73	29,940	3,125	617	474	-	164	8,868	44,569
10月											
11月											
12月											
合計	14,567	670	1,308	103,268	10,346	3,395	3,602	1	2,326	22,228	161,711
全年比率	9.01%	0.41%	0.81%	63.86%	6.40%	2.10%	2.23%	0.00%	1.44%	13.74%	100%

※B2C市場に対する削除依頼数は含まれてない、10サイトのうち5サイトがフリマサイト

# フリマサイトの現状と分析(1)

フリマサイトの削除依頼数は、C2Cサイト全体に対する数値での比率は、  
2016年1月から9月で**88.33%**になった  
(2014年12.88%、2015年78.78%)

オークションサイトの市場規模は約1兆円と言われ(IT市場ナビゲーター2011等)、  
フリマサイトの市場規模は2兆円強から3.4兆円と言われるので、  
市場規模からすると75%前後になるはずであるので少し高い

但し、オークションサイトではどのサイトも模倣品汚染率(100の出品のうちいくつかの模倣品  
が存在するかの率)が1%前後であるのに対して**フリマサイトは、99%、15%前後、8%強、及び  
1%以下のサイトとばらつきある**  
(ユニオン・デ・ファブリカ及び会員ブランド調べ)  
改善すべき余地が多大とも言える

オークションサイトの創成期とはひどく異なり、一律性は全くない  
又、資本金、従業員数等も大きな開きがある

# フリマサイトの現状と分析(2)

## オークションサイト創成期と現状の違い

- 模倣品対策が必須であることが周知されている
- 模倣品対策についてのノウハウがある程度できている
- 模倣品対策についてのノウハウをもつ人材が存在している
- 権利者側との建設的な協力体制構築の可能性が存在している
- 一律ではないため模倣品販売者が集まる/逃げ込むサイトが存在している
- オークションサイトの場合は、後からシステム利用料を徴収しこの一部を模倣品対策にあてるなどの対応がなされたが、当初からシステム利用料を徴収できる環境が存在した

開設当初から模倣品対策を全力で行う決定したところと模倣品対策を全く考慮しなかったところの差が大きく開いた

なかには、権利者側との話し合い・協議にすら応じないサイトも存在している

## 本人確認に問題

SMSによる承認 携帯電話番号が変わればOK? 050アプリから「電話で暗証番号を聞く」を選択すればOK? クレジットカードがあればOK?



# 利用者に対する処分

- 基本としてID利用停止処分(但し、某サイトはID利用停止処分にはしない、又、他の模倣品3点同時出品を条件にID利用停止処分になる)→オークションサイトの処分と比較すると一律性が弱い
- 悪質な場合は、刑事事件の摘発対象になる(運が左右することは否めない)
- ブランドから提訴される危険性がある
  
- オークションサイトでは、ブックリストが作成されIDの再取得ができない(住所、電話番号、クレジットカード番号等)→家族全体がIDの利用停止、再取得不能になると言う事例も発生する

# 摘発等で話題になっている事柄

- パロディ商品 パロディと称して販売  
すれば問題がないと勘違いをしている  
大阪府警 アメリカ村  
H28年10月26日 摘発

ノベルティと称してもダメ

- 脱獄iPhone  
脱獄することによって、アップルが審査していないアプリ  
がインストール可能  
安全という意味でアップルが保証する品質が確保でき  
ていない状態での販売は、商標権を侵害する

